

平成31年度 長洲中学校部活動基本方針及び実施要項

長洲町立長洲中学校

1 部活動の意義（運動部活動指針より）

学校教育活動の一環として行われる部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。また、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。

2 部活動基本方針

- (1) 部活動は、経験や体験を通して、一生心に残る人間的なふれあいができる素晴らしい場であり、精神力・忍耐力・集中力を鍛える場、挨拶や礼儀、正しい人間関係を学ぶ場、互いに切磋琢磨できる場として心の教育を基本として実施する。
- (2) 健康な心身と基礎体力づくりを行い、生涯にわたってスポーツ・文化・芸術の特性に触れ、楽しさや喜びをもたせる。
- (3) 自己中心的な考え方ではなく、みんなと協力する心、周りへの気配りができる心を育て、先輩や後輩とまたは同級生と進んでコミュニケーションをとり、絆を深めよりよい人間関係を築ける能力を育てるとともに、ルールやマナーを守る心など社会性を育成する。
- (4) 授業を第一にし、集中した学習態度が大事である。勉強との両立が第一条件で取り組ませる。
- (5) 厳しく・優しく、愛と熱意をもって指導に当たり、部活動で身につけさせたものは、日常の生活にも生かされるような指導をする。結果（勝敗）よりも、そのプロセスをより重視する姿勢をもたせ、「してもらってあたりまえでなく」、「ありがとうございます」、「おかげさまで」の感謝の心を育てる。（家族に・指導者に・地域の方に・仲間に・練習場に・用具に）

3 組織・編成

- (1) 部の設置及び腹栄中学校との合同、社会体育への移行に伴う廃止については、職員・生徒の希望及び長洲町教育委員会等を含めた部活動設置委員会において検討し、校長が決定する。
- (2) 本年度は、次の部を設置する。 ※社会体育として活動

部活動	顧問	外部指導者	活動場所（活動形態）
野 球	土谷・柴田		長洲中及び腹栄中（腹栄中との合同）
陸上競技	今上・小山		本校グラウンド
サッカー	池端・渡邊	濱島	本校グラウンド・JMUグラウンド
女子バスケットボール	黒川・松井		本校体育館
女子バレーボール	田嶋		本校体育館
男子ソフトテニス	日根野・福島	野畑	本校テニスコート
吹奏楽	片平・北野		本校校舎
※剣道	勝木	永井	本校武道場（休日は剣友会として活動）

- (3) 各部は、入部を希望する生徒及び顧問、必要に応じて外部指導者をもって編成する。
- (4) 部活動全体の企画、運営を中心的に行う部活動主任を置く。また、部活動に必要な庶務・会計を行う庶務会計を置く。
- (5) 定期的に部活動担当者会議を開く。会議は必要に応じて部活動主任が招集する。
- (6) 部活動の運営を円滑にし、部活動を促進するために部活動運営委員会を置く。校長・教頭・部活動主任・顧問で構成し、必要に応じて校長が招集する。
- (7) 校長は、部活動の健全な経営に資することを目的とした部活動検討委員会を招集することができる。構成員は、校長・教頭・部活動主任・外部指導者・部活動後援会役員とする。

4 指導者

- (1) 必要により、本校職員以外の外部指導者をおくことができる。この場合は、各教師・地域・保護者の推薦を受けた者の中より校長が委嘱する。任期は1年とする。
- (2) 各部の指導者には、各部の顧問及び外部指導者があたることを原則とする。
- (3) 本校職員以外の外部指導者は、学校及び顧問の活動方針に従い、部活動実施要項に則りその任務にあたる。

5 入・退・転部

- (1) 入部を希望するものは、所定の入部願を保護者連名の上、学級担任を経て各部の顧問に提出する。
入部費は2,500円とする。入部願は、毎年度当初更新するものとする。
- (2) 退・転部を希望するものは、理由を付して所定の退・転部願を保護者連名の上顧問に提出する。顧問及び学級担任は十分協議し、退・転部を承認し許可する。顧問は、その退・転部願を部活動主任に提出をする。

6 傷害保険

独立行政法人・日本スポーツ振興センターによる保険、県PTA共済制度による見舞金をもってこれにあてる。※社会体育として活動するクラブはスポーツ保険に加入する。

7 活動日及び活動時間 ※社会体育で活動するクラブは、別途計画による。

- (1) 平常日（月～金）の活動時間は2時間程度とし、終了下校時間は、原則として下記の通りとする。ただし、試合前等はこの限りではない、校長の承認を受け保護者に連絡する。

I 期	4～9月	18：30
II 期	2・3・10月	18：15
III 期	1・11月	18：00
IV 期	12月	17：45

※終了下校時刻
(校門を出る時刻)

- (2) 毎月、第1日曜日は完全休養日とする（家庭の日）。
- (3) 各部の計画において原則、平日1日・休日1日の週2日の休養日を設ける。
- (4) 朝練は、週3日以内とし朝7：20以降から行う。自主参加を原則とする。
- (5) 休業日に活動をする場合は、原則として午前・午後のどちらかとする。
長期休業日の場合は別途計画をする。
- (6) 原則として定期テスト4日前からテスト終了前日までの活動を停止とする。ただし、特別に練習を申し出る場合は、部活動主任教師を経て、学校長の許可を得る。
- (7) 指導者不在の時は、原則として活動しない。ただし、依頼された教師が許可した場合はその限りではない。キャプテンは必ず終了確認を依頼された教師に連絡を行う。
- (8) 部員として好ましくない行為をしたときは、一定期間の活動停止等の適切な処置をする。

8 練習計画や校外活動の参加

- (1) 各種大会・練習試合に参加する時は、顧問は校長及び後援会長の承認を受け、保護者に連絡をする。
- (2) 顧問は、毎月の活動計画を、部活動主任に提出し校長の承認を得る。また、月末には予定どおり活動できたかを報告する。
- (3) 年間の大会参加数や練習試合回数も生徒への負担が最小限となるよう部活動指針に基づき計画する。

9 その他

*設置部の中で、部員数の減少に伴い大会出場や活動に支障が生じた場合は、部活動検討委員会で協議を行う。（構成委員は校長・教頭・部活動主任・該当部顧問・部活動後援会役員とする。）